

# 改正健康増進法成立

受動喫煙対策を強化！

令和元年7月からは一部の施設で敷地内全面禁煙

## 施設ごとに受動喫煙対策を実施（下図）

子どもや患者は受動喫煙による健康への影響が大きいことを特に考慮し、病院や学校、児童福祉施設、行政機関の庁舎などの第一種施設は敷地内全面禁煙となり、その他多くの人が利用する施設である飲食店、文化施設などの第二種施設は原則屋内禁煙となりました。

喫煙場所を設置する場合は、喫煙できる旨の掲示が必要となり、喫煙場所への20歳未満の立ち入りが禁止になりました。

また、屋外で喫煙を行う際にも、周囲の状況に配慮する必要があります。

## 変更時期は？

受動喫煙対策は平成30年7月から段階的に進められており、令和元年7月には、第一種施設は敷地内全面禁煙となります。令和2年4月には、第二種施設について原則屋内禁煙となります。

世界から見ると、日本の受動喫煙対策は最低レベルです。国は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、法改正により受動喫煙対策を徹底していくといっています。

**受動喫煙とは？**

タバコの煙にはタバコを吸う人が直接吸い込む主流煙と、タバコの先から立ち上る副流煙があり、この副流煙を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを受動喫煙といいます。

## 持ちよく過ごせる社会へ 吸う人も吸わない人も気

今回の法改正の大きな目的は「望まない受動喫煙をなくすこと」です。タバコを吸う人も吸わない人も気持ちよく過ごせるよう、今後皆さんの方々でも、法律を基に整備されています。

## 一施設ごとの規制内容一

施行時期	施設の種類	規制の内容
令和元年 7月1日	子どもや患者などに特に配慮（第一種施設） ・学校、児童福祉施設 ・病院、診療所 ・行政機関の庁舎 など	<b>敷地内禁煙</b> 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる
令和2年 4月1日	上記以外の施設（第二種施設） ・事務所 ・工場 ・ホテル、旅館 ・飲食店 ・旅客運送用事業船舶、鉄道 ・国会、裁判所など	<b>原則屋内禁煙</b> (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)  ※経営判断により下記から選択 ・屋内禁煙 ・喫煙専用室の設置（飲食不可） ・加熱式たばこ専用の喫煙室の設置（飲食可）
	【経過措置】 既存の経営規模の小さな飲食店 ・個人または中小企業が経営 ・客席面積 100m <sup>2</sup> 以下	喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

全ての施設で、喫煙可能部分には、①喫煙可能な場所である旨の表示を義務づけ②客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

問い合わせ  
◆健康推進課  
☎248-3511